

工事成績評定表〔完成・完済部分〕

2012.4

工事担当課						課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	監督員									
平成 年度	契約番号	—				請負代金額	円													
工事名																				
工事場所 岡山市 区																				
受注者	住氏 所名																			
契約年月日		平成 年 月 日			工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日														
完成年月日		平成 年 月 日			完成通知書受理年月日	平成 年 月 日			検査完了年月日	平成 年 月 日										
評定項目		工事監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査員職氏名								
		印					印					印								
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e
1. 施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5	0	-7.5	-15	
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3. 出来形	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	III.出来ばえ												+5.0		+2.5	0	-5.0			
4. 工事特性	I.施工条件等への対応※2																			
5. 創意工夫	I.创意工夫 ※3																			
6. 社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評定点(65点±加減点合計)※1		① 点					② 点					③ 点								
評定点計		点		※(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4)=④ 点																
				完済部分検査の点数⑤		点			完成検査の点数④			点								
						完済部分の金額⑥		円			完済部分以外の金額⑦			円						
完済部分検査があつた場合		請負代金額⑧		円			評定点計：⑤×⑥÷⑧+④×⑦÷⑧=		点(小数2位以下四捨五入の1位止めとする)											
7. 法令遵守等		※7		⑪ 点																
評定点合計		※8		点					○評定点計⑩(点)+法令遵守等⑪(点)=点											
8.総合評価 技術提案		技術提案履行確認※9		履行			不履行		対象外											
所見		※5		(工事監督員)					(総括監督員)					(検査員)						

(註)

- 65点+「1~3.」の評定(加減点合計)+「4~6.」の評定(加点合計)=評定点 (各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。)
- 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- 「4. 5. 6.」は、加点評価のみとする。
- 所見は必ず記入すること、欄が不足する場合は別紙に記載し、添付すること。
- 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとする。
- 法令遵守の評価は、本請負契約書に基づくものであり、契約課等の関係課と連携し、総括監督員が行うものとする。
- なお、公衆損害に係るガス管や水道管の事故等での影響及び責任の度合が著しく軽微であったが、本市が口頭又は文書注意する場合があるので、同様に関係課と連携し適切な評定を行ふものとする。
- 評定合計は、小数第1位止とする。
- 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』とし、法令遵守等において減点する。
- 評定者は、各考査項目・細目の「a、ab、b、bc、c、d、e」のいずれか1つに○を付けて、加減点合計欄に集計する。
- 太線の枠内は、検査員が記入する。

考査項目別運用表(當緒工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が優れている 評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工体制が不適切である 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	a 配置技術者として優れている 評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	b 配置技術者として良好である	c 配置技術者として適切である	d 配置技術者としてやや不適切である 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	e 配置技術者として不適切である 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 品質管理体制が、書面に明確に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 安全管理体制が、書面に明確に記載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 元受業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 現場における施工体制に対し、本支店による十分な支援体制を整え実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p>			

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に關し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目別運用表(當緒工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 工事請負契約約款第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約約款第18条」という。）に基づく設計図書の照査をおこなっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更を生じた場合を含む）に提出されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 現場内の整理整頓が、日常的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 11 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 12 社内検査が計画的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 14 低騒音型、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 16 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p>			
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 実施工表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居者官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 請負者の責による夜間や休日の作業がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 休日・代休の確保を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 8 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 9 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p>			

考査項目別運用表(當緒工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 2 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。 4 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 5 安全巡視。TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 8 重機操作に際して、誘導員位置や重機と入の行動範囲の分離措置がなされている。 9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 10 仮設工事において、設置完了時や使用時の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 11 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 12 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 13 過積載防止に十分に取り組んでいる。 14 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 15 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>■ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>■ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
		<p>法令措置に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>■ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合・・・C評定とする</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が60%以上80%未満・・c 評価値が60%未満・・・・d</p>				
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 3 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 4 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 5 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情が無い。または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 6 現場のイメージアップに取り組んでいる。 7 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 8 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	<p>■ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>■ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
		<p>法令措置に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が60%以上80%未満・・c 評価値が60%未満・・・・d</p>				

別紙-1④ (監督員)

考査項目	細別 I. 出来形	a 出来形が優れている	b 出来形が良好である	c 出来形が適切である	d 出来形がやや不適切である 出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 出来形が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行つた。
3. 出来形及び出来 ばえ	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 承諾図等が、設計図書を満足している。 2 施工図等が、設計図書を満足している。 3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4 施工計画書で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6 出来形の管理方法を工夫している。 7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 				<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>	

別紙-1⑤ (監督員)

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 建築工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 品質確認記録の内容が、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 舩体工事における施工の品質が、適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input checked="" type="checkbox"/> 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 7 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 			<input checked="" type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合 は空欄とする</p>		<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>				
		<p>※工事比率 <input type="text"/> % 1から100までの整数を入力</p>				
<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p>		<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>				
		<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>				

別紙一⑤（監督員）

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 			<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>※工事比率 1から100までの整数を入力</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	
					<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>	

別紙一⑤（監督員）

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設 備工事 機械設備工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 			<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>※工事比率 1から100までの整数を入力</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>	
					<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>	

別紙一⑤（監督員）

考査項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 上記各項目に よる評定を行 わない場合 (評定を行う のが適当でな いと考えられ る場合)	<p>●上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合（解体のみの工事等）、項目による評定をおこなわず、評定結果を c とする</p> <p>1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合</p> <p>この項目により評価を行う場合は1を入力し、この綱目を用いない場合は空欄とする</p>			<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p>	

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	【準備・片付け関係】	<p>1 測量・位置出しにおける工夫。 2 現地調査における工夫。</p> <p>3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【施工関係】	<p>4 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫。 5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み。 6 土工、地業工事、鉄筋建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫。 7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫。 8 電気設備工事等の配線や配管等の工夫。 9 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫。 10 照明・視界確保等の工夫。 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫。 12 運搬車両、施工機械等の工夫。</p> <p>13 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫。 14 施工管理及び品質向上等の工夫。 15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫。 16 仮設施工等の工夫。 17 既設施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫。 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫。 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【品質関係】	<p>21 集計ソフト等の活用と工夫。 22 車体工事の品質管理の工夫。 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫。 24 施工の検査・試験に関する工夫。</p> <p>25 品質記録方法の工夫。 26 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【安全衛生関係】	<p>27 安全仮設備等の工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫。 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫。 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫。 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫。 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫。</p> <p>33 作業時における作業環境改善等の工夫。 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫。 35 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>

考査項目別運用表

考査項目	細別	工夫事項
	【施工管理関係】	<p>36 出来形の管理等に関する工夫。 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫。 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫。 39 CAD、施工管理ソフト等の活用。</p> <p>40 C A L S を活用した施工管理の工夫。 41 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	【その他】	<p>42 NET I S (新技術情報提供システム) 登録技術のうち試行技術を活用した。 43 NET I S (新技術情報提供システム) 登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合。 44 NET I S (新技術情報提供システム) 登録技術（試行技術を除く）のうち、「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用している。 ※新技術の活用に関する上記3項目は2点の加点とする。</p> <p>45 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>46 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>(必須) 具体的な評価内容 ※該当番号に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しないと評点は自動計算されない。</p>
	該当する場合その項目に1を入力し、該当しない場合は、空欄とする。 なお、下欄の黄色枠内に「1. 測量・位置出しに工夫」等の具体的な内容を記入しないと集計されない。	
	記述評価 【Vマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	<p>評点 ○ 点</p> <p>【創意工夫の内容記入】※下記の黄色欄に、上欄で評価した番号と具体的な内容記載（5文字以上入力）がない場合、評点は表示されない。</p>

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5. 評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		●評価対象項目 1 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 2隣接又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 3近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。 4配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 5その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う			評価対象項目のなかで、優れていたと思われる項目があった場合1を、劣っていたと思われる場合2を入力し、対象とならない項目については、空欄とする。 評価については、総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に 評定 a, b, c の場合1 評定 d, e の場合2を入力すること	
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が優れている	安全対策がやや優れている	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		●評価対象項目 1建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 2安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 3安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 4安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 5安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 6その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う			評価対象項目のなかで、優れていたと思われる項目があった場合1を、劣っていたと思われる場合2を入力し、対象とならない項目については、空欄とする。 評価については、総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に 評定 a, b, c の場合1 評定 d, e の場合2を入力すること	
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				
6 社会性等	I. 地域への貢献等	a	ab	b	bc	c
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない
		●評価対象項目 1災害時等に地域への救援活動等に協力を行った。 2周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 3現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 5地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 6その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う			評価対象項目のなかで、優れていたと思われる項目があった場合1を、劣っていたと思われる場合2を入力し、対象とならない項目については、空欄とする。 評価については、総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に 評定 a, b, c の場合1 評定 d, e の場合2を入力すること	
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、ab、b、bc、c評価を行う。				
		詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する				

※総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※評価に当たっては評価対象項目の該当数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について評価する。

※評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。

別紙-1⑧(総括監督員)

考査項目別運用表(當緒工事)

考査項目	細別	評価対象項目
4 工事特性 (施工条件等への対応)	建築規模への対応	<p>1 延べ面積10000m²以上の建物 2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 3 大空間のホール等を有する建物 4 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	建物固有の機能の難しさへの対応	<p>5 対象建物の耐震レベル 6 建物機能の特殊性 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	建物固有の施工技術の難しさへの対応	<p>8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 9 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 10 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事での特許工法等の技術的に検討が必要な工事 特殊な工法及び材料等を採用した工事 特殊な設備システムを採用した工事 免震装置を設ける工事 大規模な山留め工法が必要な工事 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
評定項目に該当の場合1を入力し、該当しない場合空欄とする ※評価した評価対象項目については、必ず詳細評価内容欄に記載すること。	厳しい自然・地盤条件への対応	<p>12 淚水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） 13 軟弱地盤、支持地盤の影響 14 雨・雪・風・気温等の影響 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻りをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>

別紙-1⑧（総括監督員）

査項目別運用表

評価対象項目

査項目	細別	
4 工事特性 (施工条件等への対応)	厳しい周辺環境、社会条件との対応	<p>16 地中埋設物等の作業障害 17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>評価技術事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整をする工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住宅専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	施工現場での対応	<p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p>21 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】</p> <p>22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <p>23 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 24 工程上他工事の制限を受け、機械、人員の増強を行った工事 25 休日・夜間作業が工程の半分を超える工事 26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 27 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 32 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>詳細評価内容 ※下の黄色の枠内に記入する</p>
	評価	評点 〇 点

※工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてよい。

※監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった項目を詳細評価内容欄に記載すること。

考査項目別運用表(営繕工事)

法令遵守等の該当項目一覧表

考査項目	措置内容	措置点数
7. 法令遵守等	1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点
	4. 文書注意相当	— 8 点
	5. 口頭注意相当	— 5 点
	6. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）	— 3 点
	7. その他 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 ※下の紫色の枠内に項目を記入し評定を行う	— [] 点
	18.項目該当なし	
	1. 本考査項目「7.法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ・「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。 	
	2. 「7. その他」の項目は、総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に、その不履行と判断した項目の加算点相当分の倍又は一5点として、減点の大きいどちらかの点数を減する措置を行う。（-5点を超える措置点数）なお、不履行における減点などの処置については、別途技術評価委員会への照会及び意見等により決定すること。（別途、入札説明書に明記している場合はその措置を行う）	
	【上記で評価する場合の適応事例】 <ul style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6 建設業法に違反する事実が判明した。（例）一括下請負、技術者の専任違反等 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業幹事等、暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。なお人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市（契約課等の関係課）が文書又は口頭による厳重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度合が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度合が著しく軽微であるときは、上記「6」と同等として、-3点の措置点数を行うことができる。 15 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 16 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 17 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 18 受注者が社会保険等未加入業者と下請契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届け出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合） 19 その他 理由： 	

1から7の項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）

また、7の項目に該当する場合、項目の内容と措置点数を記入すること

考査項目別運用表(當緒工事)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている ●評価対象項目 1 契約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 7 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 10 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 11 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 12 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理が不適切である 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評定〇の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合は空欄とする

- 判断基準
該当項目が90%以上・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・c
該当項目が60%未満・・・・d

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。
②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100

d・e項目に該当する場合Xを記入する
(電算においては「2」を入力)

別紙一④（検査員）

考査項目別運用表（營繕工事）

考査項目	細別	a : 出来形が特に優れている b : 出来形が優れている c : 出来形が適切である	a b : 出来形が優れている b c : 出来形が良好である	b c : 出来形が良好である	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	I. 出来形				出来形がやや不適切である 出来形の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。 6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 		<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>		

別紙一④（検査員）

考査項目別運用表（營繕工事）

考査項目	細別	a : 品質が特に優れている b : 品質が優れている c : 品質が適切である	b : 品質が特に良好である bc : 品質が良好である	bc : 品質が良好である	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 建築工事				品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	品質が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7 車体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9 その他の工事（車体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11 中間検査や既済検査での工事や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 		<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>		

※工事比率
1から100までの整数を入力

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行つ。
 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。

別紙一④（検査員）

考査項目	細別	a : 品質が特に優れている b : 品質が優れている c : 品質が適切である	d : 品質が良好である e : 品質が良好である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<p>評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合 は空欄とする</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・·····a 評価値が80%以上90%未満・··ab 評価値が70%以上80%未満・··b 評価値が60%以上70%未満・··bc 評価値が50%以上60%未満・··c 評価値が50%未満・····d</p>	d 品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
			e 品質が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>			
<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>			

別紙一④（検査員）

考査項目	細別	a : 品質が特に優れている b : 品質が特に良好である c : 品質が良好である	d : 品質が良好である e : 品質が良好である
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	<p>評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合 は空欄とする</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・·····a 評価値が80%以上90%未満・··ab 評価値が70%以上80%未満・··b 評価値が60%以上70%未満・··bc 評価値が50%以上60%未満・··c 評価値が50%未満・····d</p>	d 品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。
			e 品質が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は評定しない。 ②評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100</p>			
<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100%とする。</p>			

別紙一⑤（検査員）

考査項目	細別	c	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	II. 品質 上記各項目による評定を行わない場合 (評定を行うのが適当でないと考えられる場合)	<p>品質が適切である</p> <p>●上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合（解体のみの工事等）、項目による評定をおこなわず、評定結果を c とする</p> <p>■ 1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合</p>	d 品質がやや不適切である 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。	
			e 品質が不適切である 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力)</p>				
<p>評定に該当の場合1を入力</p>				

別紙一④（検査員）

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d
3.出来形及び出来 ばえ	III.出来ばえ 建築工事	全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている 出来ばえが劣っている。
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 4 仕上がりの状態が良好で、作業状態も良好である。 5 色調が均一であり、色むら等が無く、全般的な美観が良好である。 6 材料・製品の割付や通り等が良く、全般的な出来ばえが良好である。 7 保全に配慮した施工がなされている。 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 					
<p>評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は空欄とする</p> <p>※工事比率 <input type="text" value="0"/> %</p> <p>※工事比率は品質評定において入力した数値が自動で入力される 0から100までの整数を入力</p>					
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100とする。</p>					

別紙一④（検査員）

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d
3.出来形及び出来 ばえ	III.出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている 出来ばえが劣っている。
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 					
<p>評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は空欄とする</p> <p>※工事比率 <input type="text" value="0"/> %</p> <p>※工事比率は品質評定において入力した数値が自動で入力される 0から100までの整数を入力</p>					
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p> <p>※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100とする。</p>					

別紙-1④ (検査員)

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	a	b	c	d
3.出来形及び出来 ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設 備工事 機械設備工事	全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている 出来ばえが劣っている。

●評価対象項目

- 1 きめ細やかな施工がなされている。
- 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- 4 環境負荷低減への対策が優れている。
- 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- 6 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合
は空欄とする

※工事比率 0 %

※工事比率は品質評定において入力
した数値が自動で入力される
0から100までの整数を入力

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。
※2. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
※3. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は100とする。

●判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

別紙-1④ (検査員)

考査項目別運用表(營繕工事)

考査項目	細別	c	d
3.出来形及び出来 ばえ	Ⅲ.出来ばえ 上記各項目に よる評定を行 わない場合 (評定を行う のが適当でな いと考えられ る場合)	全般的な完成度が適切である ● 上記の建築工事・電気設備工事・受変電設備工事・暖冷房衛生設備工事・機械設備工事の評価対象項目による評定が適当ではないと 考えられる場合(解体のみの工事等)、項目による評定をおこなわず、評定結果を c とする 1 評価対象項目による評定が適当ではないと考えられる場合	全般的な完成度が劣っている 出来ばえが劣っている。

評定に該当の場合1を入力

d 項目に該当する場合 X を記入する
(電算においては「2」を入力)

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事） 3-1

契約番号

工事名

工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

課名

監督員

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：変更契約後とする。

(1 / 3)

施工プロセス」のチェックリスト(営繕工事) 3-2

(2 / 3)

施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事） 3 - 3

(3 / 3)